

河川入門講座 (37)

“総合治水対策”と“流域治水”(続)

—流域治水について—

公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫



前回の総合治水対策に引き続いだ今月は「流域治水」についてお話しします。

どちらの施策も、河川改修やダムの築造といった治水事業に頼る水害防止対策の限界を認め、流域からの雨水の流出を抑制する、被害を少なくするため土地利用や街づくりそのものを水害に強いものにするなど、治水事業と流域の在り方を同時に考えるというものです。

しかし、その動機が異なります。

「総合治水対策」は急速な都市化の進展による流域開発の激しさに河川の治水事業が追い付けないとすることに対する緊急対策的な側面があります。

これに対して「流域治水」は、地球温暖化による異常気象のため降雨の激しさと量のいずれもが増加し、いわば狂暴化する降雨、豪雨に対し、我々の社会と人命を水害から護るという基本思想に貫かれてています。

近年、降雨の豪雨化が激しくなり、雨量が相対的に小さいはずの北海道でも時間雨量が100mmという事態が発生し、1/100とか1/200とかという大きな洪水を計画の対象にしている河川でも洪水が堤防を越えたり破壊したりすることが頻発するようになりました。

明らかに異常な気象で、“線状降水帯”というような現象も見られます。

以前の考え方では、計画以上の降雨や洪水が生じて水害が発生したら、それは計画規模が小さかったからで、今度はもっと大きい規模の河川改修やダムを計画しようということになるのが例でした。

しかしながら、今後の地球温暖化による気象の異

常化では降雨の量や降り方の想定が困難で、河川施設の強化は一定限度にとどまらざるを得ず、流域からの降雨の流出を制限し、流域での水害による被害の軽減を図るという施策が求められます。

このような流域そのものにおける対策と河川整備とを同等に扱う総合的な治水行政を「流域治水」と称し、近年、注目を浴びています。

総合治水対策が急激な都市化現象というある一時期での緊急対策だったのに対し、流域治水は地球温暖化対応という将来の動向が読めない中での長期的な対策になります。

総合治水対策の施策はその大部分が努力義務で、公共事業的な遊水地の設置等に補助金が付いたくらいでしたから、理念は理解されても実効性に乏しいものがありました。

これに対し、流域治水は土地利用、都市計画、建築等の分野にも踏み出し、「特定都市河川浸水被害対策法」を始めとし「都市計画法」、「建築基準法」、「水防法」等の法令の裏づけによる規範力があります。

例えば「浸水被害防止区域」の指定がある地域での宅地開発や高齢者施設の建築は一定の規制を受けています。

細い話ですが、不動産取引において、浸水被害の可能性のある土地については、その情報を相手に伝えることとされました。

建築基準法第39条に従前からも「災害危険区域」の規定があったのですが、その指定は地方自治体の条例によることとされており、ほとんどの自治体が条例を制定しなかったので空文と化していましたが、今後は流域治水の考えにそって条例を制定する自治体が増えるものと期待されます。

流域治水を効果的なものとするため、河川管理者

のみならず関係地方自治体と学識者から成る「流域水害対策協議会」が設けられ、「流域水害対策計画」を策定することが、既出の「特定都市河川浸水被害対策法」に定められています。

なおこの長い名の法律は、流域治水の根幹の法律

として令和 3 年に關係する他の法律ともども改正されました。

「特定都市河川」の指定も地方部を含み全国に広がり、現在、27 水系 347 河川が指定されています。